

蕨市スポーツ協会加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、蕨市スポーツ協会規約第5条第2項に基づき、必要な事項を定める。

(加盟要件)

第2条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) スポーツ活動を通じ、スポーツの健全なる普及・発展を図り、技術の向上に寄与する団体であること
- (2) 会員は原則として、市内に在住・在勤・在学者とし、会員数50人以上であること
- (3) 営利を目的としないこと

(加 盟)

第3条 蕨市スポーツ協会に加盟しようとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規 約
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度の事業計画書及び予算書
- (5) 既往の事業報告書及び決算書

(事業計画等の届出)

第4条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、次の書類を会長に届け出なければならない。

- (1) 次年度の事業計画及び予算書
- (2) 役員名簿

(事業報告等の届出)

第5条 蕨市スポーツ協会の加盟団体は、事業報告書及び決算書を作成し、会計年度終了後2月以内に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年 5月 9日から施行する。